生徒心得

1 一 般

- (1) 登下校について
 - ア 朝自習が午前8時30分に始まるので、午前8時30分に着席完了できるように登校する。
 - イ 原則として全員午後5時には校門を出る。
 - ウ 自転車・単車の使用は許可制とし、所定の手続きを経て許可証を規定の場所に付ける。
 - エ バス等を利用する場合は、交通道徳を守り、他人の迷惑にならないようにする。
 - オ 放課後までは、勝手に校外に出てはならない。外出の場合は担任の許可を得る。
 - カ 登下校は制服とする。
 - キ 部活動をする生徒の下校時刻 校門を出る時刻
 - 11月1日~1月31日は18:00 上記以外の期間は18:30
 - ク 部活動は、考査1週間前から練習は中止になるが、考査後1週間以内に試合がある場合は顧 問の申請により放課後1時間程度の練習を認める。

2 服 装

服装は本校で指定したものを着用し、常に清潔・端正であるように努める。病気、その他の理由で異装を必要とするときは異装許可願を提出して許可を受ける。また、制服の補正は勝手にせず、必要な時は係教師に届け出て許可を受けること。

- (1) 制服
 - 冬服・・・学校指定のブレザー,スラックス・スカート,白色のシャツ,ネクタイ・リボンを着用する。学校指定のベスト・セーターを着用してもよい。トレーナーやパーカー,指定外のセーター等は禁止する。ブレザーの左えりに科章をつける。
 - 中間服・・学校指定の白色のシャツ, スラックス, スカート, ネクタイ・リボンを着用する。ベスト・セーターを着用してもよい。
 - 夏服・・・学校指定のシャツ、スラックス・スカートを着用する。
- (2) ベルト・・色は黒・紺・茶とし、形状は制服に合うものとする。
- (3) 靴・・・・白色の運動靴または、黒色の革靴とする。
- (4) 靴下・・・儀式(入学式,卒業式など)出席の際は学校指定のものを着用する。通常の学校 生活は白、黒、紺を着用してもよい。ただし、スニーカーソックスの着用は認 めない。タイツは黒色とし、冬服のみ着用してよい。
- (5) インナー・単色の白、黒、紺、グレー、ベージュとする。但し、柄物やプリント類(ロゴ類) がある物は不可とする。着用時は首元、袖口から見えないようにする。
- (6) 防寒具・・ジャンパー,手袋,マフラー等は華美でないものを着用する。但し,校舎内では 着用しない。(靴脱場で着脱する)
- (7) 頭髪・・・○清楚な髪とする。極端にバランスの悪い髪形にしない。
 - ○肩より長い髪はゴムで結ぶ。
 - ○前髪は目にかからない。
 - ○エクステンション,パーマ,脱色,染色をしない。

- ○整髪料を髪につけない。
- (8) その他・・○ピアス穴をあけない。
 - ○アクセサリー等を着用しない。
 - ○ゴムの色は、黒色、紺色または茶色とする。
 - ○化粧をしない。(アイプチ,マニキュアなど)
 - ○眉に手をいれない。(切らない、剃らない、抜かない、描かない)

3 授業及び考査

- (1) 始業の合図後、教師の来場がないときは、学級委員または週番は直ちに担当教師に連絡をとる。
- (2) 授業中は原則として電話のとりつぎ、生徒の呼び出しをしない。
- (3) 考査については下記の点に留意し、過失のないように心がける。
 - ア 考査は公正な態度をもって受け、不正行為と見なされるような態度、行動をとってはならない。不正行為があった場合は、直ちに考査を中止し、退場を命ぜられる。
 - イ 鉛筆、消しゴム、定規等必要なもの以外は考査開始以前に所定の場所におく。
 - ウ 鉛筆,消しゴム,定規等の用具の貸借はしてはいけない。
 - エ 携帯電話を身につけている場合や机の中や上に置いている場合は不正行為とみなす。
 - オ 座席ならびに答案の提出は出席番号の順とする。
 - カ 考査開始の1週間前から考査期間中は、職員室ならびに職員専用室に入ってはならない。ただし、清掃当番の生徒は係の先生の指示を受けて入室・清掃を行う。
 - キ 考査中突発事故が起こったら直ちに監督教師に届け出る。

4 所持品,貸借

- (1) 所持品はすべて記名する。
- (2) かばんは、リュックタイプのバッグを使用する。色は黒、紺とする。
- (3) 実習,体育等の時の更衣は必ず所定の場所で行い,金銭,貴重品は教師にあずける。
- (4) 所持品の紛失,盗難または金品を拾得したときは学級担任または職員週番に届出る。
- (5) 生徒は不良図書や印刷物のほか不必要な貴重品,ゲーム機等,多額の金銭,刃物,爆薬物,毒物等を所持しない。
- (6) 生徒は相互に金品,教科書,体育用具等の貸借,交換,売買をしない。
- (7) 他人の自転車、単車、物品を無断で使用したり、もてあそばない。
- (8) 校舎,校具の使用は必ず管理責任者の確認を得る。使用後は整理,点検をじゅうぶんに行い,特に火気使用の場合は管理責任者の確認を得る。
- (9) 携帯電話について

携帯電話の持ち込みを希望するものは「携帯電話に関する誓約および持ち込み許可願い」を 提出する。(許可願は卒業まで有効とする)

- ア 校内および実習・研修先では電源を切ってカバンに入れて使用しない。 (朝登校時正門で電源を切りカバンに入れて下校時正門を出るまで取り出さない。)
- イ 考査中に身につけていた場合(机の上や中を含む)は不正行為とみなす。
- ウフィルタリングの設定を行う。また家庭内ルールを設定する。
- エ 使用に関しては次のことに気をつける。
 - (ア) 単車・自転車の運転中は使用しない。
 - (4) 公共交通機関(バス・列車等) や公共の場では適切に対応し周囲に迷惑をかけない。

- (ウ) 他者を誹謗・中傷するような行為は一切行わない。
- (エ) 撮影およびその映像の送信の場合は他人の権利を侵害しない。
- (t) メールや各種サービスやアプリ等の使用によるトラブルの解決は基本的に本人・保護者の 責任として処理する。
- (カ) 緊急連絡を除き,生徒間で夜9時以降使用しない。 (川辺地区の生徒指導連絡協議会の申し合わせ事項です)
- (キ) 上記に違反した場合は、携帯電話の一時預かりをする。

5 環境整備

- (1) 校舎、校具は常に清潔にし、破損しないように心がける。
- (2) 校内の樹木、花き、芝生等を愛護し環境の美化につとめる。
- (3) 前項の事物を破損した場合は、係教師または担任に届出る。事情によってはその費用を弁償する。
- (4) 校長室,事務室,職員室に無断で入室してはならない。授業および清掃以外は無断で特別教室に入室しない。
- (5) 下校の際、各教室は週番が戸締まりする。

6 掲示,放送

- (1) 校内掲示をするときは係教師を経て、学校長の許可を受けなければならない。
- (2) 校内放送を利用する生徒は係教師の許可をうける。

7 風紀, 校外生活

- (1) いかなる場合でも飲酒、喫煙および暴力行為をしてはならない。
- (2) 遊技場その他好ましくない場所に出入りしない。
- (3) 夜間外出をしてはならない。(夏祭りなどの時も21:30までには帰宅する)
- (4) 外泊をしなければならない特別な事情がある場合は、保護者の承諾を得る。
- (5) アルバイト等は所定の手続きを経て学校長の許可を受ける。実施に際しては安全に留意し、 他の迷惑にならないように注意する。
- (6) 行事等の参加は学校の内外を問わず、目的、日時、場所、所要時間、参加者、責任者を所定の用紙に記入し担任、係教師を経て、学校長に届出て許可を受ける。

8 願(届), その他

- (1) すべて文書による願(届)は所定の用紙、様式により校長宛、学級担任を経て届出る。
- (2) 休学,復学,転退学等必要あるときは,保護者出校のうえ,所定の用紙,様式により,学級担任を経て届出る。
- (3) 欠席,遅刻,早退,欠課,忌引などの事故があるときは,あらかじめ連絡できる者は学級担任に連絡し,事後所定の用紙に記入し学級担任に提出する。

忌引の日数は下記の通りとする。ただし期間中の出席はさしつかえない。

ア父母7日イ祖父母, 兄弟姉妹3日ウ伯(叔)父,伯(叔)母1日

- (4) 遅刻者は教頭への遅刻届提出後、許可証をもらい、その時間の教科担任の許可を得て入室する。
- (5) 早退者は教頭への早退届提出後、許可証をもらい、学級担任及びその時間の教科担任の許可を得て退室する。

- (6) 病気欠席1週間におよぶときは医師の診断書を提出する。
- (7) 旅客運賃割引証をうけるときは、あらかじめ所定の用紙に保護者連署のうえ、学級担任を経て願い出る。
- (8) 休学,復学,転退学,旅客運賃割引の用紙は事務室に準備する。
- (9) 諸届用紙および許可願は職員室に準備する。

9 アルバイトについて

- (1) 長期休業中のアルバイト (届出制)
 - ア 長期休業中のアルバイト条件
 - (ア) 真面目に学業に取り組み、生活態度が良好であること。
 - (イ) アルバイト期間は、夏季休業中は30日以内、冬・春季休業中は10日以内とする。
 - (ウ) アルバイト先が青少年保護条例に違反しないこと。また、労働基準法等により制限または 禁止されている業務でないこと。
 - (エ) 就業時間は8:00~17:00の間とすること。
 - イ 長期休業中にアルバイトを希望し条件に合致した生徒は、所定の用紙に必要事項を記入し、 担任・係・教頭を経て校長に提出する。ただし、出校日や実習・補修等を優先する。3 年生に ついては夏季休業中は原則禁止とするが、特別な事情により、どうしてもアルバイトを必要と する生徒は別途審議する。
 - ウ 長期休業中毎に所定の用紙を提出する。また、アルバイトの変更がある場合にも再度提出する。
- (2) 長期休業中以外のアルバイト (特別許可制)

長期休業日以外の, 土日, 祭日で, 家庭の事情や進路に向けての準備のためにやむを得ずアルバイトを希望する場合には特別に審議し許可する。

3 年生の自宅学習期間については原則禁止する。ただし、特別な事情により、どうしてもアルバイトを必要とする生徒は別途審議する。

- ア 長期休業中以外のアルバイト条件
 - (ア) 真面目に学業に取り組み、生活態度が良好であること。 (アルバイトを希望する直前の定期考査で3教科以上の欠点がないこと)
 - (イ) 生活指導上の問題が、過去1ヶ月以内にないこと。
 - (ウ) 遅刻が過去1ヶ月で3回以内・服装検査で指摘事項がないこと。
 - (エ) アルバイト先が青少年保護条例に違反しないこと。また、労働基準法等により制限、または、禁止されている業務でないこと。
 - (オ) 就業時間は8:00~17:00の間とすること。
 - (カ) 定期考査1週間前から考査終了まではアルバイトは禁止すること。
- イ 長期休業中以外のアルバイトを希望し条件に合致した生徒は、所定の用紙に必要事項を記入 し、担任・係・教頭を経て校長に提出し審議後に許可を受ける。
- ウ 特別許可後に、上記条件に違反した生徒は許可を取り消す。その後1ヶ月は許可を認めない。
- エ 取り消しを除き、許可については年度更新とする。また、アルバイトの変更がある場合には 再度許可を受ける。
- ※ いずれのアルバイトについても、学校長名の公文書でアルバイト先にアルバイトの条件を示す。 また、必要に応じて従業状況確認を行う。